

推	問
---	---

## 学校推薦型選抜（法学部）

## 令和7年度

## 注意事項

1. 「解答はじめ」というまで、この問題冊子を開いてはいけない。
2. 問題は1冊（本文6ページ）、解答用紙、下書用紙はともに2枚である。
3. 全部の解答用紙に受験番号を書くこと。受験番号は、次の要領で明確に記入すること。

(例) 受験番号 80001 番の場合 →

8	0	0	0	1
---	---	---	---	---

4. 解答は解答用紙の所定の位置に横書きで書くこと。他の所に書くと無効になることがある。  
また、字数などの指示がある場合は、その指示に従って書くこと。なお、字数制限がある場合、算用数字及びアルファベットに限り、1マスに2文字入れることができる。それ以外の句読点や問題番号には1マスを使用すること。問題番号も字数制限の中に含む。ただし、例えば「問1」ならば「1」とのみ書いても構わない。

(例) 「問1」の場合 →

1	.	.	.	.	.	.	

5. 書き損じても、代わりの用紙は交付しない。
6. 試験終了後、問題冊子と下書用紙は持ち帰ること。

令和7年度 一橋大学法学部学校推薦型選抜 試験問題

【推薦小論文】

以下の課題文は、森悠一郎「ベーシック・インカムを導入すべきか？」（瀧川裕英 編『もっと問いかける法哲学』（法律文化社、2024年）第7章）からの抜粋である（ただし、問題作成の都合上、一部修正した。）この文章を読んで、次の2つの設問に答えなさい。

設問1 下線部1について、ベーシック・インカムが「こうした状況において、私たちの生活をより確かに保障してくれるかもしれない」のは、なぜか。課題文全体の趣旨に照らして、400字以内で述べなさい。

設問2 下線部2について「ベーシック・インカムを導入すべきか」という問いに対し、課題文全体の趣旨、著者の問題意識と課題文末尾の「ヒント」に照らして、あなた自身の考えを、800字以内で述べなさい。

現在私たちの生活を支える仕組みは大きく2つの脆弱性にさらされている。

1つ目は労働市場の脆弱性である。日本国憲法27条1項に勤労の義務が謳われているように、私たちはまず労働で得られる所得によって自分自身と子どもの生活を支えることを期待されているが、労働を通じた生活保障の仕組みが大きく揺らいでいる。

2008年のアメリカのサブプライムローン危機が引き金となった世界金融危機（通称「リーマン・ショック」）に際しては、日本でも主に製造業における派遣労働者への解雇・雇止めが横行し、多くが職を失い生活に困窮するに至った。[……]さらにはワーキングプアという、賃労働に従事しているにもかかわらず十分な所得を得られず生活が困窮している人々も存在する。誰もが労働のみを通じて十分な生活の糧を得られるという前提は、健康で就労意欲のある成人に限っても、自明ではなくなりつつある。

2つ目は社会保障の脆弱性である。第二次世界大戦中の1942年にイギリスでまとめられ、戦後の福祉国家における所得保障の仕組みの青写真を示したとされる『ベヴァリッジ報告』では、完全雇用の達成を前提としたうえで、疾病・負傷・老齢・失業などといった就労不能事由が発生した際に対応する社会保険と、それを補完する最後のセーフティーネットとしての公的扶助からなる仕組みが提唱された。日本では前者に含まれるものとして雇用保険、後者に対応するものとして生活保護が存在するが、前者の雇用保険から支給される失業手当はそもそもはじめから雇用されていない人には利用できない。そして生活保護に

は本来受給資格があるにもかかわらず受給できていない人がいるという問題がある。[……]しかし、日本の相対的貧困率（その国で上から数えて真ん中の順位の人所得の50%を下回る所得しか得ていない者の割合）が2022年の時点で15.4%であり、生活保護の保護率（全人口に占める生活保護受給者の割合）が令和以降、1.6～1.7%の間で推移していることに鑑みると、生活に困窮しているにもかかわらず生活保護を受給できていない人が相当数いることは確かだろう。

こうした状況において、私たちの生活をより確かに保障してくれるかもしれない候補として注目を集めているのがベーシック・インカムである。

ベーシック・インカムとは、すべての個人に無条件で支給される定期的な現金給付であり、主として以下の4つの点で特徴づけられる。

第1の特徴は現金給付であることである。同じく社会保障制度に含まれる医療保障や社会サービス保障は、基本的には現物ないしはサービス給付であり、ニーズのある個人に対し、例えば治療や薬剤の支給、介護などの具体的な物やサービスを提供する。これに対してベーシック・インカムは年金などと同じく所得保障であり、国家が個人に対して用途を定めない現金を支給するものである。具体的な金額については毎月5万円から15万円まで、論者ごとに様々な提案がなされている。

第2の特徴は、給付が個人単位であることである。この点は生活保護と比較するとわかりやすい。生活保護の給付単位は世帯であり、ある個人（例えばパートタイム労働者の妻）が少ない所得しか得ていなかったとしても、同一世帯内に一定の所得を得ている個人（例えばフルタイム労働者の夫）がいて、世帯全体で見ると十分な所得を得ていると判断される場合には支給されない。これに対してベーシック・インカムは個人を給付単位としており、同一世帯の他の構成員の所得や資産保有状況に応じて給付の要否や額を決定するという発想をそもそもとらない。

第3の特徴はその無条件性ないしは無差別性である。この特徴は具体的には次の3つを意味している。1つ目は所得・資産についての無条件性である。ベーシック・インカムは個人の所得や資産保有額に関係なく支給されるため、貧乏人も金持ちも受給できる。2つ目は労働についての無条件性である。ベーシック・インカムは個人の就労（意欲）の有無に関係なく支給されるため、働けるにもかかわらず取敢えず働こうとしない個人であっても受給できる。3つ目は支給額についての無差別性である。すでに述べたように、ベーシック・インカムの具体的な金額については論者ごとに異なるものの、全員に同額を支給するという点ではほぼ一致している。したがって、貧乏人も金持ちも同額のベーシック・インカムを受給できるし、就労（意欲）の有無・程度によって個人を受給額が増額されることも減額されることもない。生活保護は補足性の原理のもと、「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」を活用することを要件とする（生活保護法4条1項）。それゆえ所得や資産保有状況に応じて受給できなかつたり保護費を減額されたりするし、働けるのに取敢えず働かない人には支

給されない。この点でベーシック・インカムと好対照をなす。

第4の特徴は、社会保障の枠組みにおける他の制度の代替を伴う点である。具体的にどの制度を代替するのか、最低賃金規制などの社会保障以外の制度をも代替するのかについては論者ごとに見解を異にするが、少なくとも基礎年金・雇用保険・生活保護といった、ベーシック・インカムと機能的に重なる所得保障の代替を伴うという点では、概ね見解の一致が見られる。[……]

ベーシック・インカムの支持者は富の再分配を志向する福祉国家論者や社会民主主義者だけでなく、小さな政府を志向するリバタリアンや新自由主義者にも存在する。そうした幅広い支持を取りつける背景には以下のような様々な利点があるとされるからである。

第1の利点は効率性に関わる。ここで言う効率性には3つの側面が存在する。1つ目は手続的効率性である。これは主として無条件性・無差別性に由来するものであり、所得や資産保有状況、就労（意欲）の有無に関係なく支給されるベーシック・インカムの実施においては、受給者への所得・資産調査や就労可能性についてのモニタリングを必要としない。それゆえ給付手続を迅速に行えるということである。

2つ目は組織的効率性である。これは主として代替志向性に由来する。現在のわが国の制度は社会保障の枠組みに限っても、複数の異なる要保障事由（老齢・失業・障害）ごとに分かれた社会保険と公的扶助からなっており、それぞれに対応する複数の行政担当部署を必要とする。他の制度を代替し、生活保障の仕組みを一元化ないしスリム化することで、そうした複雑な行政機構の維持・運営にかかるコストを削減できるということであり、小さな政府を志向するリバタリアンや新自由主義者がベーシック・インカムを支持する理由がここにある。

3つ目はモラル・ハザードの回避である。これは無条件性・無差別性に由来する。就労や所得の増加に応じて支給されなくなる／減額される所得保障に対しては、受給者の就労意欲を削いでしまうという問題が指摘されており、俗に「失業の罠」ないし「貧困の罠」と呼ばれる。ベーシック・インカムの支給額は受給者が就労して所得額が増えても変わらないため（働くほど総所得は増加するため）、就労意欲を高めることができるというのである。

第2の利点は公正性に関わる。ここでも複数の次元からの指摘が存在する。1つ目はステイグマの回避である。これは無条件性・無差別性に由来する。生活保護のような低所得者に限定して支給される選別主義的な社会保障給付に対しては、受給者に対して「怠惰である」「強欲である」といった負の烙印が社会から押され、その結果として受給者の側もそうした劣等感を内面化するか、それを避けるために受給申請をしなくなる（そしてそれが日本における生活保護の捕捉率の低さに寄与している）という指摘がなされる。

『正義論』で名を博した政治哲学者のジョン・ロールズは、諸個人間で公正に分配されるべき基本財（人生計画の違いにかかわらず、合理的な個人であれば誰も多く欲するであろう財）の1つとして、自尊のための社会的基盤を挙げる。彼によれば自尊は、自分自身に価

値があるという感覚と、自己の能力に対する信頼に存するところ、社会からスティグマを与えられることはそうした自尊の基盤を掘り崩してしまうだろう。全員に無条件で支給される普遍主義的な給付であるベーシック・インカムであれば受給者に対するそうした社会からのスティグマ付与を回避できるということである。

2つ目は支配・従属的関係の回避である。これは個人単位的性格と無条件性に由来する。職場においては長時間労働に代表されるような劣悪な環境での労働が生じがちであるところ、労働者は解雇を恐れて雇用主によるそうした劣悪な労働要求を呑まざるをえない立場にある。就労と無関係に支給されるベーシック・インカムによって最低限の生活保障が得られるならば、彼らは雇用主とのそうした支配・従属的関係から離脱することができるだろう。同様の指摘は家族関係においても可能である。市場での労働と無関係に個人単位で支給されるベーシック・インカムがあれば、就労所得のない専業主婦（夫）であっても配偶者からの扶養に頼らずに生活の保障が得られるため、支配・従属的関係から離脱することができるだろう。加えて、所得・資産調査や就労可能性についてのモニタリングを必要としないベーシック・インカムであれば、受給者の私生活への監視・介入も不要となるため、国家との関係での支配や従属もある程度回避できる。[……]

3つ目は差別の回避である。これは主として無条件性・無差別性と代替志向性に由来する。現在のわが国における所得保障は（老齢・障害・配偶者の死亡などの）定型的な要保障事由ごとに異なる社会保険を用意し、そうした要保障事由に該当しない個人は生活保護で捕捉するという仕組みとなっている。その結果、高齢者・障害者・寡婦などの定型的に要保護性が強いとされる人とそれ以外とで受給資格・受給額の異なる制度に包摂されることとなり、等しいニーズを持つ個人が必ずしも等しい扱いを受けることができない。全員に無条件で同額を支給するベーシック・インカムによってそれらの社会保険と生活保護を代替すれば、そうした差別は解消されるだろう。さらには公共事業や農業補助金などの社会保障以外の制度や実践をも代替するならば、等しいニーズを持つ個人への等しい扱いはより強く貫徹されるだろう。[……]

他方でベーシック・インカムに対しては反対論も根強い。ここでは代表的なものを3つ挙げたい。

1つ目は財源問題である。これは無条件性・無差別性に由来する。日本においてすべての個人（約1億2400万人）に所得・資産保有状況や就労（意欲）の有無に関係なくベーシック・インカムを支給するとなると、仮に支給額を月額8万円とした場合、年間で約120兆円の予算を必要とする（2023年度の一般会計予算は約114兆円である）。支給額をより高くした場合には当然必要となる予算もさらに大きくなり、そうした膨大な財源をどのようにして調達できるのかが問題になる。

この懸念はベーシック・インカムが人々の就労意欲に及ぼす影響によって増幅される。税収はその国の経済状況によって左右されうるが、就労の有無に関係なく支給されるベーシ

ック・インカムが導入されると、人々は働かなくても最低限の生活保障を得られることになる。となると、多くの人が労働を通じて経済の維持・発展に貢献しようとはしなくなり、ベーシック・インカムを維持するために必要な税収をそもそも確保できなくなってしまうのではないかということである。

2つ目は不公正なフリーライダーの問題である。これも無条件性（とりわけ労働についての無条件性）に由来する。先の財源問題においては働けるのに働かない人が多数生じることが懸念の対象であったが、仮にそうした人が少数にとどまり、制度の維持可能性そのものを掘り崩す心配がないとしても、働けるのに働かずにベーシック・インカムの受給を許してしまうことには問題があるのではないか。

ベーシック・インカムの恩恵は受給者全員が享受する。ベーシック・インカムの主たる財源は税収であり、そうした税収を確保するためには人々が労働を通じて経済に貢献する必要がある。しかるに働かないでベーシック・インカムを受給する人は、そうした制度の維持コストを一方的に他者に転化しているようにも思われる。重い障害などで働けないのであればまだしも、働けるのにあえて働かずに受給だけするのはそれ自体として不公正なフリーライドなのではないか。そのようなフリーライドを許してしまうベーシック・インカムもまた不公正な制度なのではないかということである。

3つ目は異なるニーズの問題である。これは主として代替志向性に由来する。ベーシック・インカムは全員に無条件で一定額の現金を給付するものであるが、それだけで全員が最低限の生活を営めるとは限らない。基礎疾患を持つ人は通院のための療養費に特別な出費を要するし、障害者や高齢者はそれに加えて介護費用をも要するだろう。子どもにもベーシック・インカムが支給されるとしても、ひとり親とふたり親では子育ての負担は明らかに異なる。若くて健康な単身者にとって十分な金額であっても、それ以外の人にとって十分である保証は必ずしもない。ベーシック・インカムの導入は他の制度の廃止とともにしばしば提案されるが、それが公的な医療保障高齢者・障害者への福祉サービス、ひとり親への特別な支援をも代替してしまうとしたら、なお生活に困窮する人が出てきてしまうのではないか。

この点は平等の指標を何によって測るかという問題に関わる。個人間の境遇の差を個人が幸福を追求するための手段である財や資源の量によって測る立場は〈資源アプローチ〉と呼ばれる。全員に同額の現金を給付するベーシック・インカムはそうした資源アプローチと相性がよいようにも思われる。しかしこの立場に対してインドの経済学者であり哲学者でもあるアマルティア・センは、資源を実質的な自由へと変換する効率の個人差に無頓着であると批判する。例えば四肢が不自由な身体障害者であれば自由に移動するために車椅子を必要とするように、健常者と障害者では同じ量の財や資源を用いて達成できることに差がある点を見逃してしまうというのである。[……]

以上、ベーシック・インカムについての利点・問題点とされるものをそれぞれ説明した。  
2 そのうえで、〈ベーシック・インカムを導入すべきか〉という問いにどう答えたらよいか。

複数の利点と問題点が主張されている以上、それらを比較考量して判断すべきということに尽きるが、問題はもちろんそれをどのように恣意的でない形で行うかである。以下ではそうした比較考量を行うためのいくつかの指針をヒントとして提供したい。

ある制度の導入をめぐって利点と問題点が指摘されている場合、次の2つの論点を区別することが重要である。すなわち、①〈指摘されているような利益や問題が本当に生じるのか〉という問いと、②〈(仮に生じるとして)それがどれほど重要な利点ないし問題点なのか〉という問いである。